

窓口における

就業規則、36協定の 本社一括届出について

本社と各事業場の内容が同一である場合は、就業規則や36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）を本社を管理している労働基準監督署の窓口に一括して届け出ることができます。

*「本社」とは、いわゆる本社機能を有している事業場のことで、他の複数の事業場の就業規則や36協定について実質的に作成等を一括して行う事業場のことをいいます。

一括届出をすることができる就業規則、36協定とは

就業規則については、本社と各事業場の内容が同一であるものに限られます。

36協定については、協定事項のうち、「事業の種類」、「事業の名称」、「事業の所在地(電話番号)」、「労働者数」以外の事項が同一であるものに限られます。

愛 知 労 働 局
労 働 基 準 監 督 署

一括届出の方法

就業規則について

書面による届出を行う場合

- ア 本社を管轄する労働基準監督署に、本社を含む事業場の数に対応した必要部数の就業規則を届け出てください。
- イ 各事業場の名称、所在地、所轄労働基準監督署長名を附記する必要がありますのでP4の届出事業場一覧表を活用してください。
- ウ 本社の就業規則と各事業場の就業規則は同一の内容であることが必要ですので、届出事業場一覧表の欄外等に「本社の就業規則と同一内容である」旨を、また、就業規則の変更の届出の場合には、これに加えて、「変更前の就業規則の内容は本社の就業規則と同一内容である」旨を明記してください。
- エ 労働基準法第90条第1項に定める意見聴取の手続は、一括届出を行う場合でも事業場ごとに行う必要があります。したがって、各事業場で意見書を作成し、その正本を事業場ごとの就業規則に添付してください。

ただし、各事業場の労働者の過半数が加入している労働組合（単一組織労働組合）があって、各事業場の過半数労働組合（単位扱組合）の意見が上部組織である労働組合本部と同意見である場合は、労働組合本部の意見書（記名押印のある正本）に「全事業場の過半数労働組合とも同意見である。」旨記載し、当該労働組合本部の意見書の写しを事業場ごとの就業規則に添付する方法も可能です。

CD-ROM等の電子媒体による届出を行う場合

- ア 就業規則の届出を電子媒体で行う場合は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

電子媒体の種類

- ・ CD-ROM、CD-R、CD-RW、DVD-R、またはDVD-RWであること。

電子媒体のフォーマット

- ・ CD-ROM、CD-R、CD-RW、DVD-RまたはDVD-RWは、WindowsXP以降のWindows各OS等（ISO9660、UDFブリッジ、UDF1.02、UDF1.5、UDF2.0またはUDF2.01フォーマット）で動作するものであること。

電子媒体の文書形式

- ・ 原則としてHTML形式であること。等

- イ 書面により届出を行う場合と同様、一括届出を行う全事業場分のCD-ROM等及び意見書（書面）の添付等を行うことが必要です。

なお、意見書については電子媒体での届出はできませんので、書面での届出が必要です。

3 6 協定について

- ア 本社を管轄する労働基準監督署に、本社を含む事業場の数に対応した必要部数の3 6協定を届け出てください。
- イ 協定事項のうち、「事業の種類」、「事業の名称」、「事業の所在地（電話番号）」、「労働者数」以外の事項が同一であることが必要です。したがって、協定を締結する労働組合は、各事業場の労働者の過半数で組織された労働組合（単一組織労働組合）である必要があります。
- ウ 一括届出に際しては、各事業場の名称、所在地、所轄労働基準監督署長名を明確にするために、P 4の届出事業場一覧表を活用してください。

留 意 事 項

複数の事業場が同一の労働基準監督署の管轄内にある場合は、これまでと同様、就業規則と3 6協定の届出は各事業場の長より上位の使用者が取りまとめて行うことができます。

なお、就業規則の届出については、提出先の労働基準監督署ごとに1部でもかまいませんが、意見書は各事業場分が必要となります。

ただし、各事業場の労働者の過半数が加入している労働組合（単一組織労働組合）があって、各事業場の過半数労働組合（単位扱組合）の意見が上部組織である労働組合本部と同意見であるという労働組合本部の意見書の写しを添付するときには、意見書も提出先の労働基準監督署ごとに1部でもかまいません。

「単一組織労働組合」とは規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合のことです。このうち最下部の組織を「単位扱組合」、最上部の組織を「本部」といいます。

就業規則や3 6協定の本社一括の届出を行う場合は、事前に本社を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

ご不明な点などありましたら、最寄りの労働基準監督署又は愛知労働局にお問い合わせ下さい。

名古屋北労働基準監督署（方面）052-961-8653	一宮労働基準監督署 0586-45-0206
名古屋東労働基準監督署（方面）052-800-0792	半田労働基準監督署 0569-21-1030
名古屋南労働基準監督署（方面）052-651-9207	刈谷労働基準監督署 0566-21-4885
豊橋労働基準監督署（方面）0532-54-1192	豊田労働基準監督署 0565-35-2323
名古屋西労働基準監督署（方面）052-481-9533	瀬戸労働基準監督署 0561-82-2103
岡崎労働基準監督署 0564-52-3161	津島労働基準監督署 0567-26-4155
岡崎労働基準監督署西尾支署 0563-57-7161	江南労働基準監督署 0587-54-2443
愛知労働局労働基準部監督課（就業規則について）052-972-0253	
愛知労働局労働基準部労働時間課（3 6協定について）052-972-0254	

届出事業場一覧表

事業場の名称	所在地（電話番号）	所轄労働基準監督署長名	備考
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	
		労働基準監督署長	

* コピーしてお使いください。